

科の動き

社会福祉学科研究会（学生主体のもの）の歩み

新期早々、昨年度の歩みを顧て、研究内容、方法等に於ける欠陥を指摘し、且つ具体的方針を企てた。即ち、昨年度の研究グループは、労働、経済、社会心理、法律、社会保障、児童、の六分野であったが、講師及び資料等の関係から一様の歩みは見られず、實際的に困難な点が多くあつた為、今年度は研究主体たる我々自身の最も強い熱意と全体的条件から焦点をしばり、結局、労働、法律、社会心理の三グループが再認構成された。

尚研究会を通して、先輩後輩の親睦を計る目的をもつて「例会」という新たな項を当研究会則に加えた。

ここで、具体的に今年度の研究活動を記してみよう。

一、研究グループ

イ、労働問題——講師、一番ヶ瀬康子

テキスト、労働問題（佐藤三郎著）。昨年度の研究を引継ぎ、四月より幼少年、婦人問題、労働災害職業病等のテーマを取り上げ、婦人の家事労働に於ける問題、男女同一賃金及び家庭と職業の問題について討論し、今日婦人が職場からしめ出しの傾向にあるのは、婦人自身に多くの欠陥があるためである事等を、結論として得た。尚夏休み中に、関東地方の某紡績女工について色々の角度から彼等の意識について調査した。

ロ、社会心理——講師、本間弘光

テキスト、社会心理学（清水幾太郎著）。当研究の目的は、人間の交流が行われる複雑な社会に生ずる多くの現象について、より正しく洞察し又批判的に対処する所であり、具体的にはその中で生活している人々の実際の心理を究明する為に、世論の発生と社会への反

映、流言蜚語、新聞の役割とその影響、宣伝調査方法、欲求不満、緊張とその解除、不安と防禦機制等であり、更に種々の調査結果より、問題を取り上げて分析している。

ハ、法律——講師、田辺幸子

テキスト、法学概論（尾高朝雄著）。先ず法学の一般概論の講義よりその概念的知識を会得し、その後、宮沢俊義著の憲法について、レポート式で互に問題研究を発表しながら、不十分な点を先生より補充して戴く方法をとつている。

二、例会「原則として一年四回開催」

○五月十二日——今春の卒業生の中、就職された方々を招いて、新しい社会への第一歩としての所感を中心に話し合い、今度の私達の心構へに対して益するものがあつた。

○六月十一日——新制二、三回生を主に、同じく就職中の方々を招く。その活躍している分野は、精神衛生研究所、家庭裁判所、女子職業安定所等の如く、各方面に亘つていたため、実際に職業に就いてからの知識、技術に関する必要性は、現在当科に於けるカリキュラムと如何なる関係にあり、且つ問題を持つているか、そしてその改善について考慮し合う。

○十二月十五日——過日労働省婦人少年局長に就任された谷野せつ先生の歓迎及び講演会開催。講演に於ては、労働省婦人少年局長の機能と目的について、具体的に説明され、最後に今後の私達の歩みについて、即ち婦人解放の発展は婦人自身の実力によるものである事を強調され、次代を負う我々の自覚と心すべき点を、お話し下さつた。

以上、甚だ不活発ながら、十二月迄の当研究会に於ける主な動きであつたが、尙今年度最後の総会では、これ迄の歩みを再び検討し、よりよい方向を見出したいと思う。

重ねて皆様の御指導を御願ひする次第である。

家政学会社会福祉学

研究会（卒業生主体のもの）の発足

委員長及び委員には次の人々が決定した。

委員長 菅支那子科長
副委員長 松本武子主任

一九五五年度の主な行事

四月九日 菅科長渡英送別会。

四月十一日 菅科長一年間の予定にて羽田出発。渡英の途につく。

八月十一日 インディアナ大学社会事業学部にて二年間の大学院コースをおえられ、松本助教帰国。

十月五日 全国社会福祉学会関東部会定例研究会、本学にて開催。松本助教「アメリカに於ける社会事業」を報告。

十月十五日 当学科、卒業生回生委員会（当大学家政学会所属社会福祉学研究会設立準備会）。

十月十九日（二十日）京都にて第17回全国都市問題会議開催。松本助教出席。都市における児童福祉対策の一考察を報告。

十月二十九日（三十日）第三回日本社会福祉学会名古屋にて開催。研究室から松本、前田、一番ヶ瀬、吉沢、新井出席。一番ヶ瀬「成瀬仁蔵氏の社会事業教育観」を発表。

十一月三日（六日）桜楓会五十周年記念祭及び白目祭開催、当学科は「私達の社会保障」を発表展示す。

十一月五日 日本女子大学家政学会社会福祉学研究会発足す。

十二月十五日 当学科主催。谷野せつ子氏労働省婦人少年局長就任祝会を開き、谷野氏の講演を聞く。後、三時より社会福祉学会研究会第一回委員会をとる。

委員 吉見静江（一六回生）厚生省

関係

大槻たか（二二回生）回生委員代表

谷野せつ（二三回生）労働省関係

大平エツ（二三回生）少年保護事業

関係

渡辺マツ子（二三回生）グループ・

ワーク関係

吉田ますみ（二四回生）医療社会事業

業関係

秋田美子（二五回生）都庁保育事業

関係

植山つる（二七回生）厚生省関係

後藤綾子（二七回生）精薄関係

水野鶴代（二八回生）都庁児童福祉

司関係

池田澄子（二九回生）回生代表委員

池田キミエ（三七回生）労働省関係

前田栄（四三回生）研究室員

一番ヶ瀬康子（四三回生）全

- 一、調査及び研究の奨励ならびに助成。
- 二、研究者の連絡及び協力促進。
- 三、研究会、研究発表会、講習会、講演会及び懇談会の開催。
- 四、機関誌及び図書の刊行。
- 五、国内及び外国学会との連絡及び協力。
- 六、その他役員会で必要と認めた事業。

出宮良子（四六回生）全
吉沢英子（新制二回生）全

新井文子（新制四回生）全

十二月十五日三時より、第一回委員会が催された。急な呼出しをうけて大蔵省にゆかれたという吉見委員を除いては、全員出席、会の運営について、活潑な論議がなされた。協議の末、決定した主な事は「社会福祉」を統刊する事、又、委員の各責任のもとに研究題目を定め「研究会」を開く事、在学生をも研究会に参加させる事等々である。

そして、第一回の「研究会」が、吉見静江委員、植山つる委員の司会により、三月上旬に開かれる事となつた。

本会は会員として、社会事業学部、三類、管理科、社会福祉学科の卒業生のみならず、他の学部の卒業生で「社会福祉事業」に従事、若しくは関心をもつ人々が参加する事をのぞんでいる。尙、申込みは、社会福祉学科研究室で受付けて居る。暫時、会の広報は、桜楓新報で行われるが、各位の積極的参加を希望して居る。

目白祭について

第三回目白祭は桜楓会五十周年記念と併合して、十一月三日〜六日迄盛大にくり拵げられた。今年はこれに大学でも珍しいと云われる完全な設備と構造を有した体育館開きも加わつて内外共に大きな反響を呼んだ。

これらの多彩な行事も、学校側、桜楓会、学生の協力のもとに充実した生活体験を記録することが出来るのである。

社会福祉科としては、展示による研究発表の他、十六ミリの映画、施設児童の作品即売会を行なつた。

私達は四月以来、社会福祉学科全学生の総意の尊重をモットーに組織的にも内容的にも十分に考慮された企画のもとに着々研究を進めたのである。それ故にテーマの決定に際しても可成の時間を要して討議、検討を行なつたことを思い出す。

全学生の熱意ある研究態度と共に末高信先生の御指導をいただけたことは予期以上の成果を上げ得た大きな要因であつたと云えよう。

目白祭当日、この展示会場はサラリーマン、主婦、学生等種々の観客が詰めかけ非常な盛況であつた。また研究当事者が、自分の持場の説明のみならず観客の質問に広じている風景は当科独特のものであつた。

出口に備えられた投書箱には、研究者の一貫した主張がないとか、研究の意義と重要性を認めると共に今後の実践面に於ける活躍を期待する等の批判や激励の言葉が多く投げられた。

最後に、私達の反省としては、

一、夏休み前に具体的な研究方針を立てるべきであつた。

二、熱心な質問者との討論会を持つべきであつた。

三、展示効果は成功した。

等が挙げられた。

總体的にみて、昨年の経験者の貴重なアドヴァイスと私達一人一人の努力が実を結び、一段と進歩充実した研究発表であつたことは確信をもつて言い得る。

※ 次頁の折り込みは、当日の展示の十五分の一に縮小したものであるが、裏表紙の方より御覧下さい。

目白祭展示

「私達の社会保障」

はじめに

はじめに

あなたは社会保障を御存知ですか。社会保障とは一体何でしょう。そしてどのようなことが、どのようにして、どの程度に保障されているのでしょうか。

私達は社会保障をあまり理解せずにその必要性だけを叫びがちです。

しかし、生活を護る社会保障を理解し、それを確立するのは私達に与えられた課題ではないでしょうか。

「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

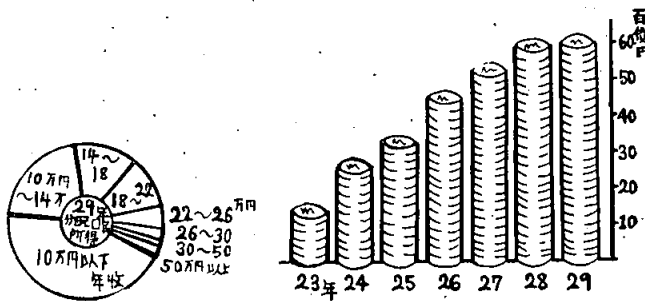
—— 社会保障と私達の生活 ——

一般に社会保障制度は、社会保険、公的扶助、公衆衛生、及び保健、社会福祉と考えられています。

しかし、私達の研究では、社会保障を国家と国民の力を結合して、国民が所得不足の状態に陥ることを防ぐものであるとして、この観点から社会保険と公的扶助のみに研究範囲を限定します。

尚その他の二つは、その隣接事業と考えて研究を進めます。

I 国民所得の分配はどうか？



国民所得の産業別構成

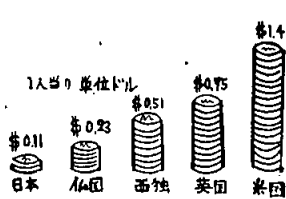
年	第一次産業	第二次産業	第三次産業
27	23.4	31.4	45.1
28	21.8	31.4	47.1
29	21.5	30.8	48.2

第一次産業……農業
水産業
第二次産業……製造業
生産工業
第三次産業……卸・小売
サービス業

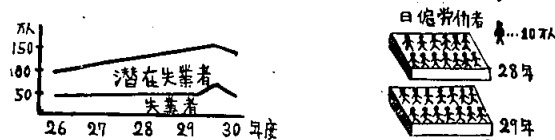
このように第三次産業による所得が大きな割合を占めています。第三次産業とは物を造る産業ではないので、そこに人口が集中することは経済の不健全な姿であります。

日本の国民所得の総額は年々増加の傾向にあります。しかしその国民所得の分配は片寄った分布を示し、年額12万円以下の階層が54.8%もあるということは、一般労働者の生活が、まだまだ低いことを示しています。

II 低い日本の賃金 各国の賃金比較



V 失業者と日雇労働者は？

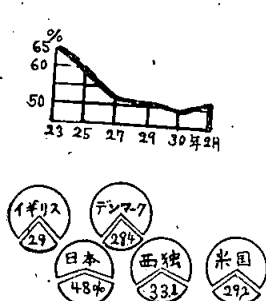


現在の生活 私達の現在の生活はどのような状態におかれているのでしょうか？

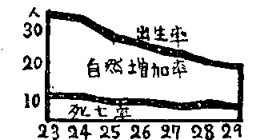
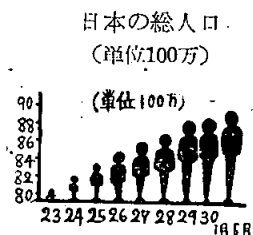
I. まず国民所得の面から眺めてみると、上図に示されている通り、日本の国民所得額は決して少額ではないのに、その分布が片寄っており、不健全な産業部門から大部分生み出されているのです。

II. III. IV. V. 次に各国に比較して日本の賃金は低率であり、エンゲル係数も正常な状態にまで回復しておらず、人口増加による圧迫は年々激しくなつて失業者、日雇労働者数は上昇の一途をたどつていく状態です。

III 高率なエンゲル係数

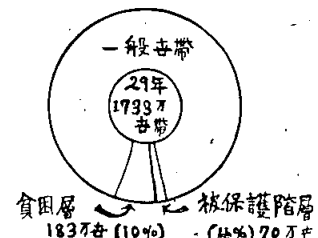


IV 人口増加の圧迫



VI 拡大しつつある貧富の差

29年度低消費水準世帯



貧困層…被保護階層よりも1割方上回る消費水準にある世帯。この線をボーダラインと云う。

この膨大な低所得階層の存在は日本の大きな問題です。一般的には国民生活水準が上昇しているのに対して、低所得階層の生活内容は低下し、貧富の差はますます拡大しつつあります。

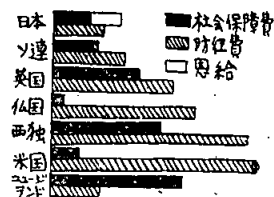
※働かざる者（働いても食えない労働者）、失業者（働きたくても職がない人）等にとって不慮の災害や老後のための貯蓄は、とうてい不可能です。私達の生活は、常に不安に満ちており、明日の保障さえされていません。○私達は私達の生活を護るため、是非とも社会保障制度を確立しなければなりません。

VII 国家予算と社会保障費

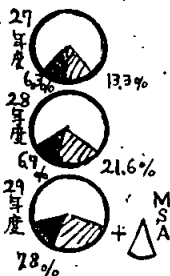
昭和30年度予算の内訳

項目	金額 (単位億円)	割合 (%)
国防費	1012	10.2%
社会保険費	1172	11.3%
防衛費	833	8.4%
公債	1374	13.9%
公債	1327	13.3%
公債	1465	14.7%
公債	173	1.7%
公債	173	1.7%

各国の比較 防衛費と社会保障費はどうか



日本の推移



III. 以上のII, III, IV, Vがすべて条件となつて膨大な日本の貧困層が発生しているのです。このような私達の生活から不安を取除くために社会保障の確立が切実に望まれます。

VII. それでは、次に国家予算における社会保障費の割合を調べてみると、昭和30年度は予算総額の10.2%を占めています。国防費との比較を各国と日本の推移でたどると上図の如くであります。

公 的 扶 助

II 生活保護

I. 保護基準

III 児童福祉 (30年度厚生省「児童福祉」)

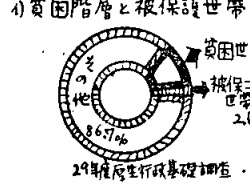
保護基準

社会保障中の公的扶助の割合

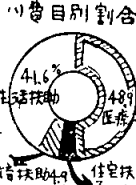


保護状況

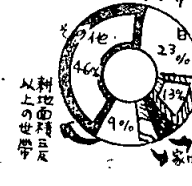
給世帯に占める割合



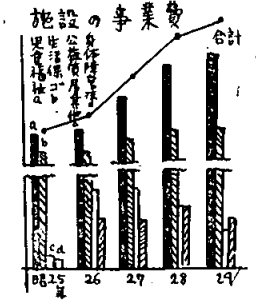
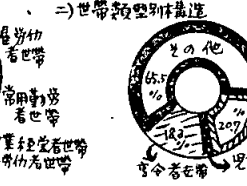
生活保護の目的別割合



世帯業態別分布



被保護世帯の世帯業態別分布



一般労働者世帯と被保護世帯の消費水準



生活扶助基準額表 東京都

年齢	合計		基準額	冬期加算額
	男	女		
0~2	670	670	660	60
2~5	1250	1210	745	85
5~9	1520	1480	850	110
9~13	1770	1730	915	120
13~14	2060	1950	965	130
14~25	2165	1830		
25~60	2120	1660		
60以上	1785	1320		
加算額	育児加算 50	人工加算 50		
合計	母子加算 500			

第一類→飲食物費・被服費・保護衛生費

第二類→家具什器費・水道料・光熱費・冬期加算額等

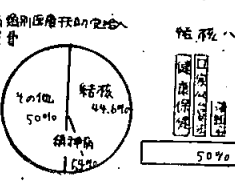
その他 住宅・教育・出産・生業扶助等があるが、それらは規定額の保護基準に加算額が各々その状況によつて附加されます。

現在の保護基準は前述のように労働力の再生産を無視した非科学的な算出額で、一般生活者と比べても解る様に「文化的な最低限度の生活」はあまりにも遥か彼方の事だ。これは不安定業者や零細企業主・農民・内職業者等の「働く事と貧困との未分化状態」にもとづいているのです。現状では殆ど他の社会保障制度から落ちて来たもので多く占められ生活保護法が現在「乱救の整理」にとどまり、その健全性は失われています。「賃金の最低生活費の保障」があつてこそ健全な保護制度が打ち立てられはしないでしょうか。

したがつて「最低賃金の確立」は社会保障制度の為の前提条件でなければならないのです。

医療扶助は人員、扶助額共に年々急激な増加を示しています。これは医療単価の引き上げ、結核、精神病に関する医療扶助の増加が指定され、それと共に高価薬並びに科学療法の適用に起因しています。経済的な問題としての結核問題は生活保護制度の根拠を揺がすもので、上に示した結核ベットの占められている状態から見ると総人口の6割5分を占める自費及び国民健康保険の人達が一番少く20%です。この事からも医療扶助の増額をはつきり説明する事ができます。又、反面日本の生活保護法に優先されるはずの「社会医療対策の不完全さ」を表明し「社会医療対策の整備」が早急な問題として取上げられるべきでしょう。

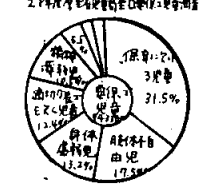
医療扶助の増額



II. 制度又は運営

憲法第二五条に基いた保護原則、申請保護、必要即応、世帯単位の原則は現実には貧困を結果的に支えるものであり、未然防止の処置を全く欠いており、旧家族制度によりかかる等の弊害が見られます。ケースワーカーの質、量の欠除はその職務において保護適用の判定にとどまり、自立、助長の適切な生活指導の面に迄達しているとは云えません。施設費の貧困は集約してみますと保護費の積少が引きおこすのです。特に保護費の事務費への食い込みは間接的には従業員質の低下をもたらし、被保護者への態度をも粗雑化する誘引になつています。

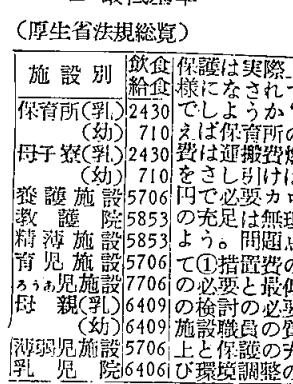
要保護児童の保護者別割合



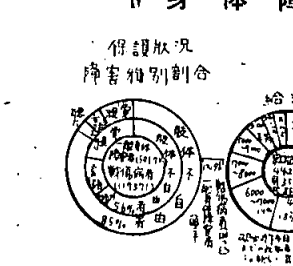
III. 最低基準

(厚生省法規総覧)
施設別 飲食給食 保護は実際上どの様になされているか? 例
保育所(乳) 2430 費は運搬費燃料費をさし引けば6.32円
母子寮(乳) 2430
養護施設 5706
救護院 5853
精神施設 5853
育児施設 5706
母子寮(乳) 7706
親(乳) 6409
母子寮(乳) 6409
養護施設 5706
乳児院 6406

IV 身体障害者



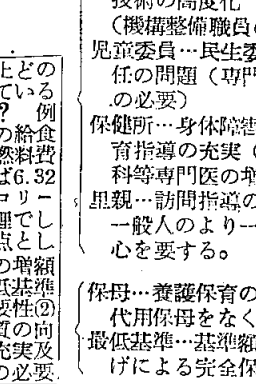
V 困った人には保護の道が……



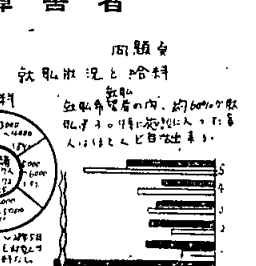
問題点

1. 児童福祉制度上の問題
2. 児童福祉施設の問題
3. 地域社会の問題

困った人には保護の道が……



しかしこの保護例は?



II. 生活保護 イ) 謂ゆるボーダーライン階層と呼ばれるもので、その内2.6%が保護を受け10.6%は被保護世帯なみの生活を送っている者です。ロ) ここで示すその他の世帯は耕地面積3反未満の零細農無資本に近い独立経営者、生産者、非稼働世帯等が含まれます。ハ) 医療扶助増加の傾向は年々いじりしくなつて来ています。ニ) 高令者、母子世帯の要保護の傾向が見られます。

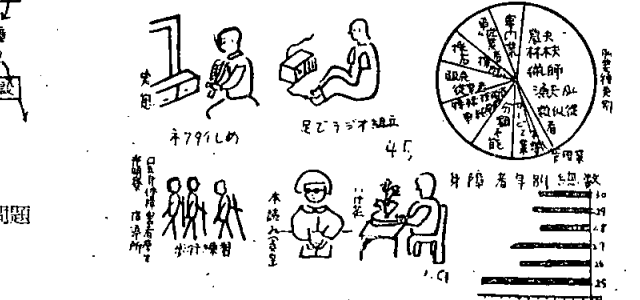
I. 保護基準 この表から人口の約6割5分、6500万人の人を示す割合が大きな問題となり、まず社会保障、国民保険並びに自費、生活扶助(医療)のベッドを一律に区分を設けない様にする事が望まれます。自費の患者が少ないのは、その治療費の高額である事が原因となつており、結核、医療対策の整備こそが先決問題であります。

III. 児童福祉 児童福祉は昭和23年施行の児童福祉法によつて18才未満の児童を保護しています。要保護児童が問題となり、その大きな部分を占めている施設保護の問題はどの施設も常に施設数が不足しています。その基準は科学的に計算されているとは云え、現実には常に不足の状態を示しています。この他、児童福祉に関する問題としては児童相談所を中心とする機関の専門化がのぞまれています。

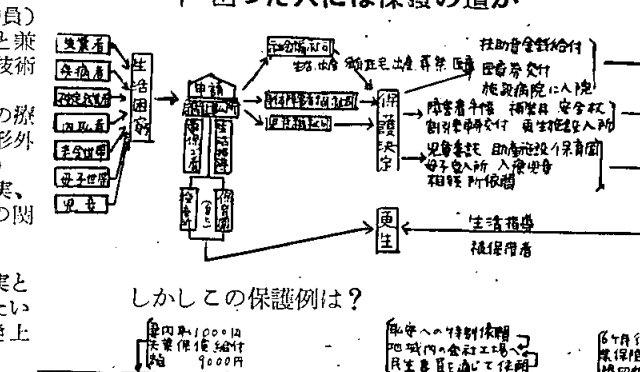
IV. 身体障害者 身体障害者福祉法が昭和25年に施行され5周年を迎えましたがこの制度は我が国では全く新しいものであり、一般身体障害者と戦傷病者の給付の相違、身体障害者手帳の交付、修理等多くの問題が残されています。しかしながらこの5年間にこの法律によつて身体障害者の更生が相当大きく推進されたことは事実です。

V. 困った人には保護の道が…… 公的扶助では困窮者に対して三法(生活保護・児童福祉・身体障害者福祉)で洩れなく更生への道が備えられています。しかし実際には多くのことが問題となつています。上表は社会保障の期限切れと同時に生活保護に陥る家庭の例ですが実際に算出された基準額では現に生活出来ない事実や扶養義務者の問題等が社会医療体制の不整備を如実に物語っています。

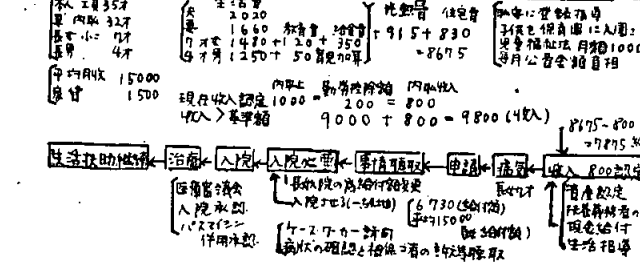
一般身体障害者は、身体障害者福祉法により身体障害者手帳を受けた18才以上の者。戦傷病者は援護法による軍人・軍属で在職期間中に、公務上負傷し、又は病気になるものを云う。



V 困った人には保護の道が……



しかしこの保護例は?



主なる疾患原因 = 伝染性疾患、外傷、中核、先天因、原因不明
患原因 = 肢体不自由 = 交通、工場作業、公共建築物、街路、その他

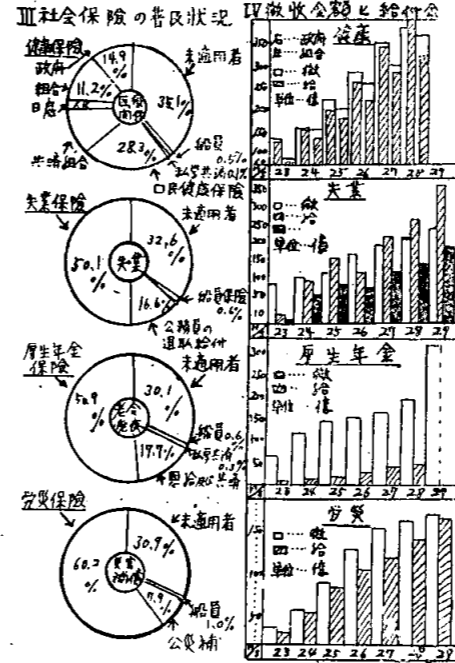
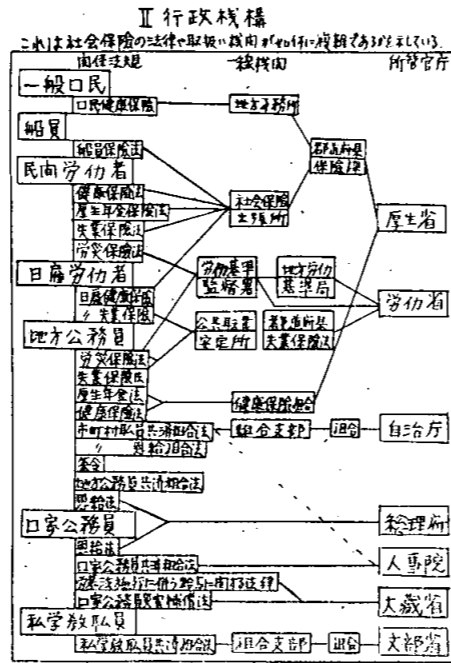
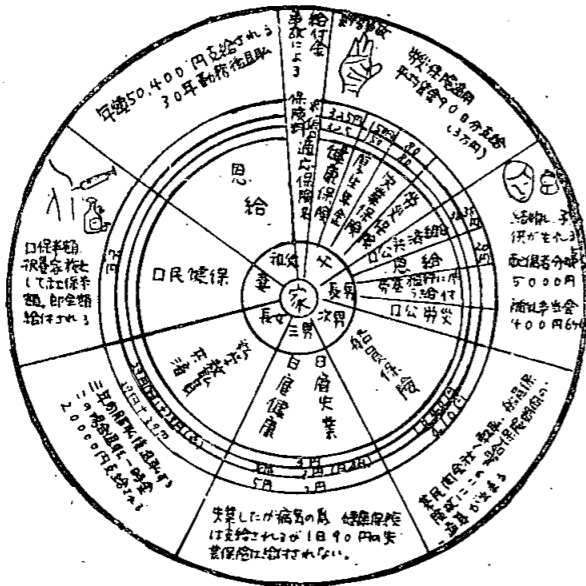
社会保険

I ある家族の社会保険

国家予算と社会保障 この表はある家族を仮定し、月給一万円に統一して主な社会保険の現状をわかりやすくしたものです。



公的扶助が自立不可能な者を救済しようとする救済対策であるのに対して社会保障制度は生活を脅かす幾つかの原因——例えば疾病、老齢、失業、災害等——を予め重点的に捉え、これらの事故が発生した場合、直ちに本人又はその家族の生活を保障しようとする防衛対策であつて、国家、事業主、被雇者、三者共同による相互扶助の制度です。



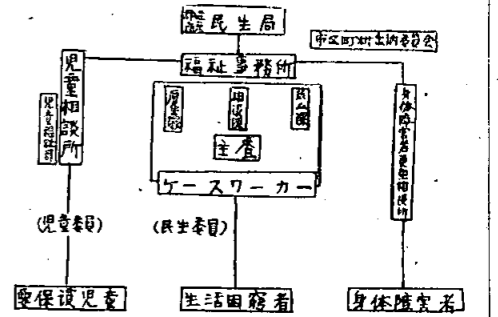
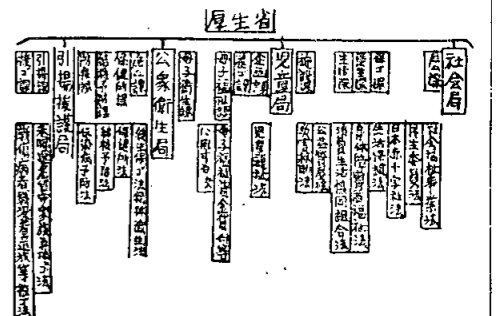
IV 問題点

- ① 社会保険の統合
保険機関の明確化
各保険内部の統合
- ② 社会保険の適用範囲
5人未満の事業所にも強制適用の必要
- ③ 保険料率
率は国際標準であるが日本の場合賃金自体が低いから性格の相異が問題
- ④ 監督機関の整備
各工場に中立の立場の専門監督官を置き、正しい実態を調査する必要

各社会保険の問題点

- ① 健康保険
イ. 赤字財政
ロ. 適用範囲の狭隘
ハ. 現行法上の欠陥及び労働者の取扱いの問題
ニ. 結核対策に関する問題
- ② 失業保険
イ. 失業保険の対象
ロ. 適用範囲の狭隘
ハ. 再就職の低率
ニ. 季節労働者の問題
- ③ 厚生年金保険
イ. 各制度間の資格期間の適用が行われない
ロ. 適用範囲の狭隘
ハ. 現行制度問題理論的統一の必要性
ニ. 年金が低額
- ④ 労災保険
イ. 労災に対する事前の積極的対策の欠陥
ロ. 適用範囲が狭隘
ハ. はたして無過失賠償の理念に立脚する事は妥当であるか？
ニ. 業務上の災害を私傷病(業務外)としてしまう事

公的扶助に関する機構図



社会保険

上記円グラフは国家予算に於ける社会保障費の内訳を%で示したものです。ここで注意すべき事は、全国家予算の15.2%を占めるにすぎない社会保障費の大半が、恩給として支出されている事で、しかも軍事恩給が普通恩給の約5倍を占めているという事態です。

I. 第I図は社会保険を解りやすく説明する為に一家族を仮定構成して図解したものです。ここで問題になる点は船員の場合は、現職をやめて他の一般民間会社に移つても今後の保険期間が通算されるのに対し、他の国家公務員や一般勤労者に於ては通算されないという点、又健康をそねて失業した日雇労働者の場合に健康保険は給付されるが失業保険の給付がなされない点の二点です。

II. 第II図は一見して解るように社会保険関係の行政機関が複雑な事を示しています。そこでもしこれを社会保険省といったような一本の線に統一できたら全ての保険の通算も可能となるし、事務処理も明確、迅速で理想的なものになるように思います。

III. 上図は各社会保険が如何に普及しているかを図示したものです。各保険ともその未適用者は非常に多く日本産業の中小企業性を考え合わせる時、大きな問題の一つといえます。

IV. 上表は各社会保険の徴収及び給付状態を示したものです。健康保険の場合、政府管掌は28年には赤字となつていますが、組合管掌に於ては組合に入る会社の多くが大会社であるため、相当の積立てがなされています。この両方の関係は相互扶助にできないものでしょうか。

理想の社会保障

おわりに

おわりに

日本国憲法第二十五条は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とうたっています。

しかし、その裏付けとしての社会保障制度は、今のところ決して完全なものとは言えません。

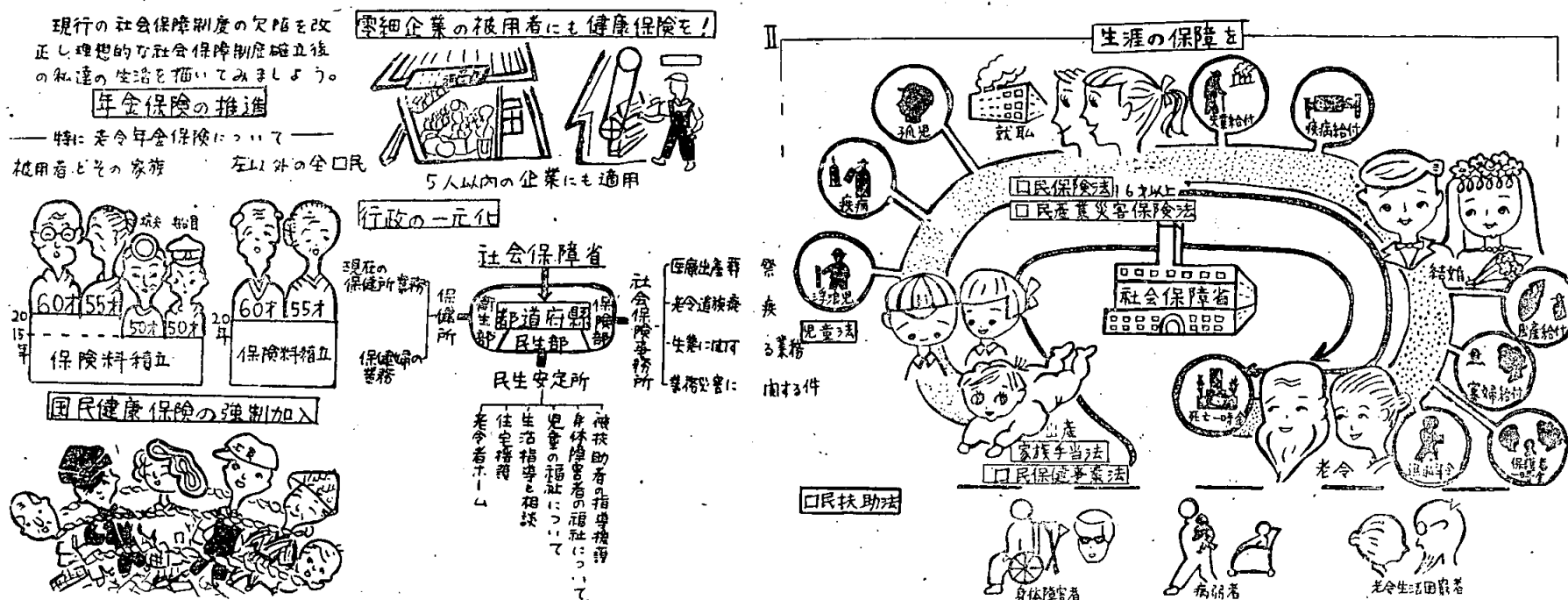
更にこの社会保障制度確立のためには、その前提条件として完全雇用、最低賃金制度が樹立されなければなりません。

それと共に、否それ以上に大切なことは私達自身の生存権の自覚にあるのではないのでしょうか。

途はきわめてはるかなのであります。

私達は、まずこの強い自覚のもとに、社会保障を正しく理解しなければなりません。

そして、私達は大いなる情熱をかたむけ、渾身の努力を社会保障制度の充実とその推進に払いたいと思います。



理想の社会保障

I. 現在日本の社会保障制度を見た時次の4つの点の改正が最も必要とされます。即ち第一には年金保険の推進、特に老令年金保険の必要、第二に商人も農夫も学生も全国民の加入する国民健康保険の必要、第三に5人以内の企業にも健康保険の適用の必要、第四に行政の複雑さを回避する為の行政の一元化等であります。そして以上の欠陥が改正された後に理想の社会保障制度は確立されます。

II. 理想の社会保障はすべての人の文化的な最低限度の生活が保障されることにあります。まず出産と同時に「家族手当法」と「国民保健事業法」とが適用され、成長過程における児童期に浮浪児、疾病、孤児になつたりした時は「児童法」が適用されます。16才以上になれば失業、疾病、出産、寡婦、退職、死亡等を保障してくれる「国民保険法」が適用され、勤労者には災害に備えて「国民産業災害補償法」が適用されます。しかし以上の法律にもれた身体障害者、病弱者、老令生活困難者は「国民扶助法」によつて国家から生活を保障されなければなりません。以上6つの法律が社会保障省と云う1つの行政機関によつてスムーズに行われるのが理想の社会保障です。